

2. 弘法山公園の概要と特性

1) 弘法山公園の概要

① 弘法山公園の位置

弘法山公園は、秦野駅周辺市街地の東北東に近接する、浅間山、権現山、弘法山の3つの山一帯のことを指し、県立丹沢大山自然公園に指定されています。

園内では、四季折々の動植物を楽しめるほか、市街地にある低山のため、ハイキングや散策に最適です。また、権現山山頂の展望台からは、360度の眺望が楽しめます。

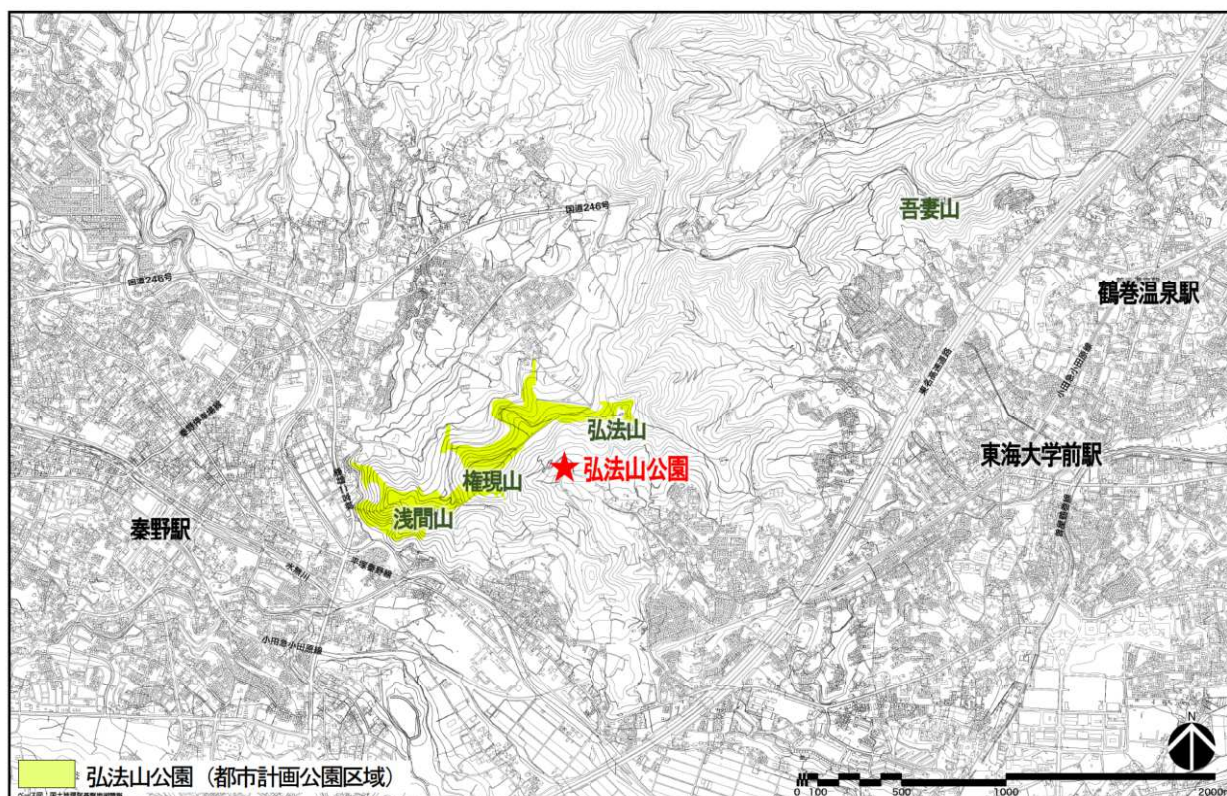


図 弘法山公園位置図

② 神奈川県指定

弘法山公園一帯は、県立丹沢大山自然公園（昭和35年（1960年）5月2日）に指定されています。

③ 弘法山公園の構成・施設

弘法山公園を構成する浅間山、権現山、弘法山の設置施設は以下のとおりです。

a. 浅間山（標高 196m）

- あづまや ○ベンチ ○テーブル
- 公衆トイレ：男（小1）／女（洋1）／共用（洋1）
- ※ 平成元年（1989年）供用開始

b. 権現山（標高 243m）

- 展望台 ○あづまや ○バードサンクチュアリ ○ベンチ ○テーブル
- 公衆トイレ
- ・権現山：男（小2・洋1）／女（洋2） ※ 昭和61年（1986年）供用開始
- ・馬場道：男（小2・洋1）／女（洋3） ※ 平成5年（1993年）供用開始

c. 弘法山（標高 235m）

- ベンチ ○テーブル
- 公衆トイレ：男（小1・洋1）／女（洋2） ※ 平成12年（2000年）供用開始

④ 選定

- かながわの景勝50選：昭和54年（1979年）
- かながわの探鳥地50選：平成3年（1991年）
- かながわの花の名所100選：平成6年（1994年）
- 関東観光バスで行く名所100選：平成15年（2003年）
- 関東の富士見百景：平成17年（2005年）
- ※ 対象：権現山山頂にある展望台からの眺め

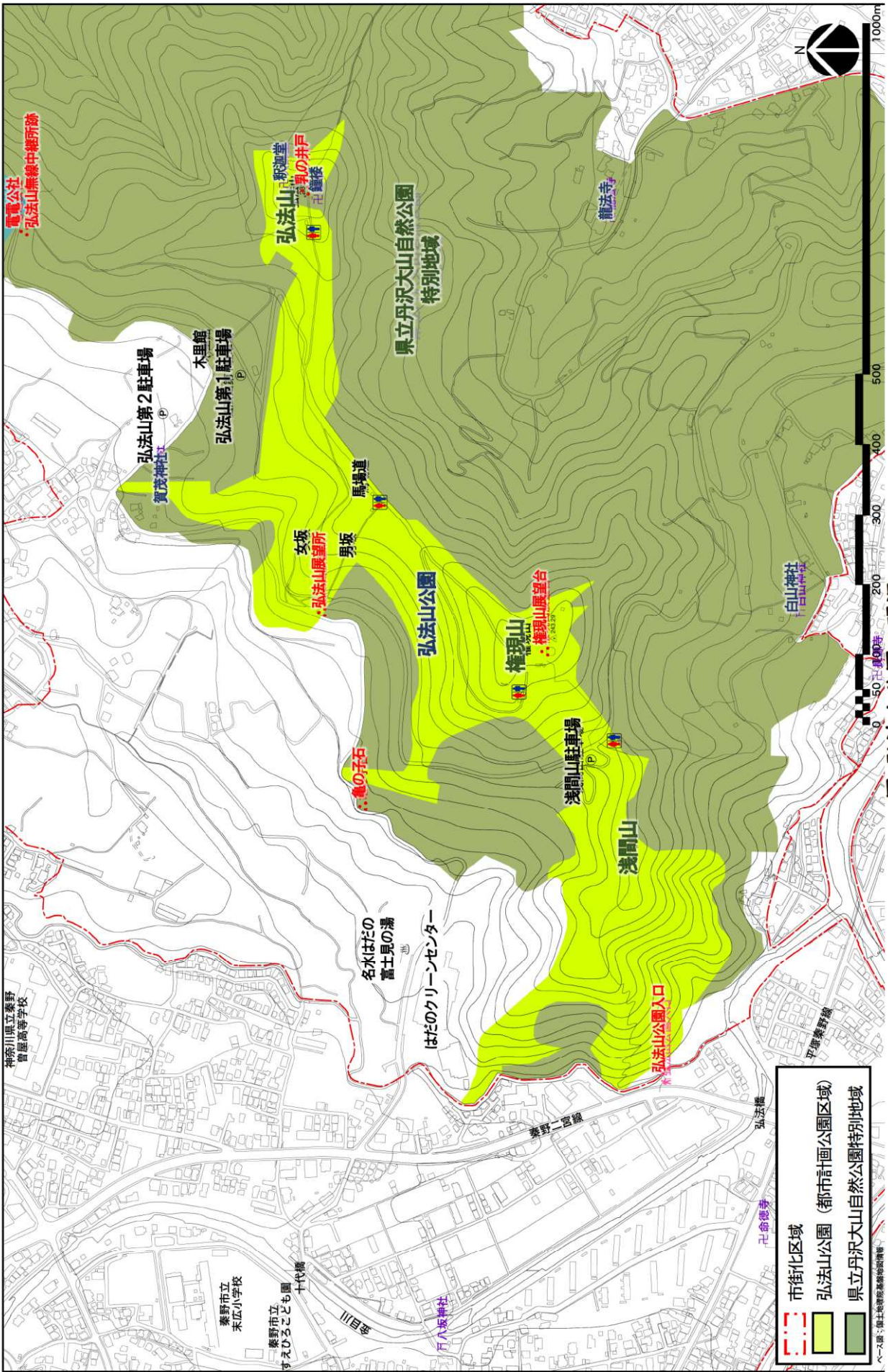


図 弘法山公園の現況

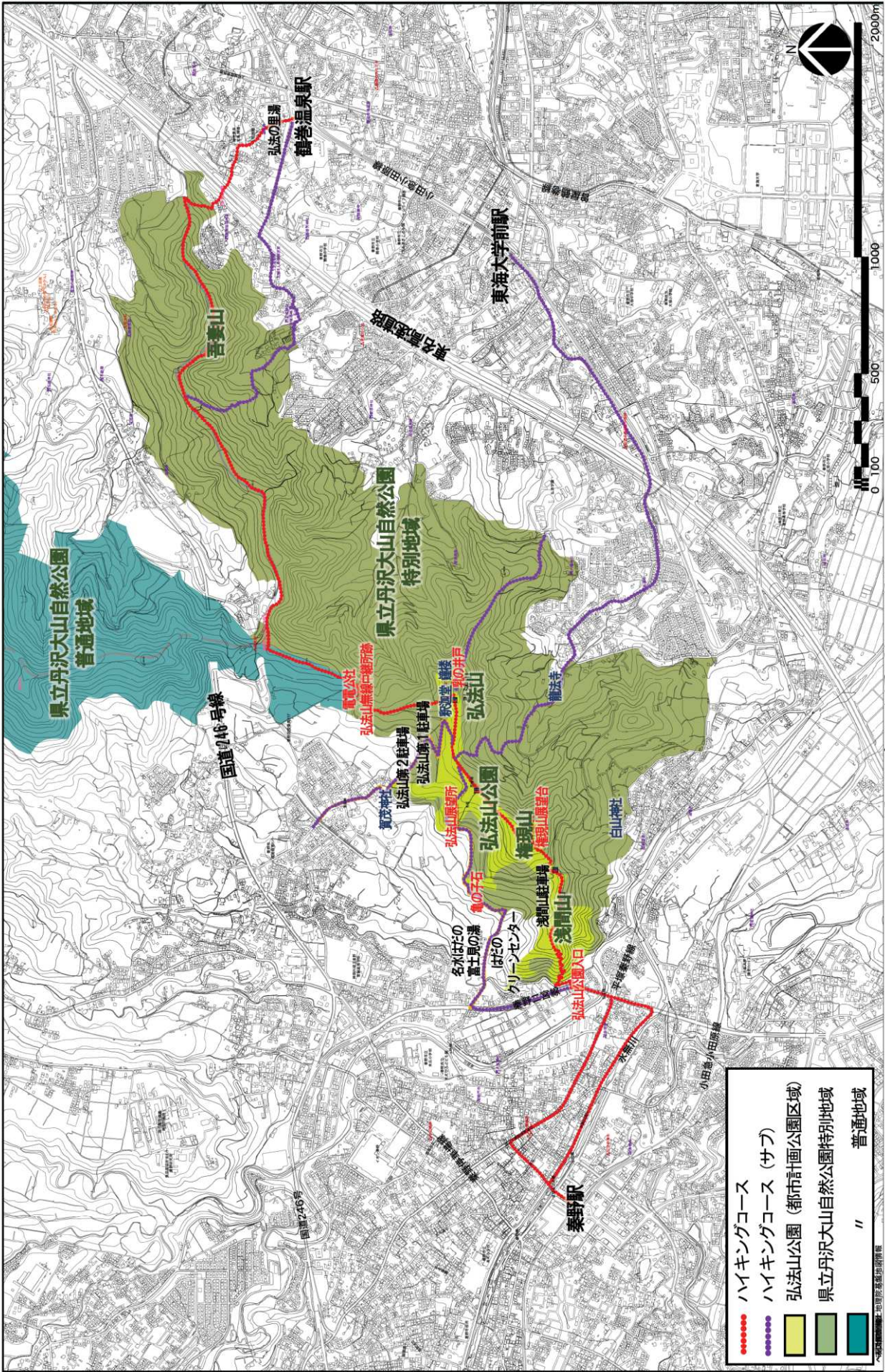


図 弘法山公園周辺の現況

2) 弘法山公園の利活用に係る上位・関連計画等

① 弘法山公園の上位計画等における位置付けと方向性

「秦野市総合計画」、「秦野市都市マスタープラン」、「秦野市みどりの基本計画」、「県立丹沢大山自然公園」における弘法山公園の位置付けと方向性及び利活用における考慮事項は以下のとおりです。

表 弘法山公園の上位計画等における位置付けと方向性

上位計画名等	弘法山公園の位置付けと方向性	弘法山公園利活用における考慮事項
秦野市総合計画	弘法山公園を活用した鶴巻温泉駅、東海大学前駅、秦野駅周辺の地域活性化。	市内3駅の周辺の活性化の核となる弘法山公園の利活用方法。
秦野市都市マスタープラン	豊かな自然と調和したレクリエーション拠点として散策路等の整備や利活用（弘法山公園は都市公園としての位置付けはされていない）。	地域のシンボルとして、自然環境及び景観的な面からの維持・保全。また、その周辺の森林里山の散策路等の活用
秦野しみどりの基本計画	多様な自然環境を保全し、市民、県民へ健全なレクリエーションを提供する場として位置付け、広域的な地域制緑地として、自然公園の指定の継続を図る。	自然環境の保全を前提とした、県立自然公園における特別地域にふさわしい利活用方法。
県立丹沢大山自然公園	弘法山公園は種別無しの特別地域に指定。	

② 弘法山公園の利活用において整合を図るべき関連計画

弘法山公園の利活用において整合を図るべき関連計画である「秦野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「はだの交通計画」、「秦野市森林整備計画」、「秦野市都市農業振興計画」、「第2期秦野市観光振興基本計画」における弘法山公園の位置付けと方向性及び利活用における検討課題は以下のとおりです。

表 弘法山公園の利活用において整合を図るべき関連計画

関連計画名	弘法山公園の位置付けと方向性	弘法山公園利活用における検討課題
秦野市 まち・ひと・しごと 創生総合戦略	・まちの中心として発展した地域資源を生かした、にぎわいづくりを推進	・魅力ある商店街づくりのための環境整備
はだの交通計画	・弘法山公園は市の主要観光拠点の1つとして位置付け ・弘法山公園に隣接する都市計画道路 (厚木秦野道路：国道246号バイパス)が計画されている	・周遊観光が可能となるネットワーク整備やソフト施策と連携したルートの構築
秦野市 森林整備計画	・弘法山公園は森林とのふれあいの場として広く利用されている	・遊歩道等の適正な維持管理 ・ヤマビルの生息しにくい環境維持
秦野市 都市農業振興計画	・弘法山公園を中心に施設園芸、果樹及び露地野菜に普通作を組み合わせた複合経営が主 ・担い手確保・育成、農地の多面的活用、地産地消の推進等が課題	・公園北東部に近接する果樹園等の農地との連携した公園利用機能の拡充
第2期秦野市 観光振興基本計画	・「弘法の里湯」や「名水はだの富士見の湯」では公園利用客の立ち寄りが増加 ・園内に約1,400本の桜があり、「はだの桜まつり」を開催 ・市民認知度86.3%（中高年の特に男性の認知度が高い） ・都市住民（1都3県）の来訪経験2位	・魅力向上につながる施策、PR、イベント活用の検討 ・里山観光の推進（桜や展望台、休憩スポット等の維持管理、馬場道広場等を活用したイベント開催、温泉周遊ツアー等の検討）

3) 弘法山公園内及び周辺の利活用資源

弘法山公園内及び周辺の利活用資源と弘法山公園内で活動している団体等の地域の人的資源は以下のとおりです。

① 観光資源

a. 植物資源

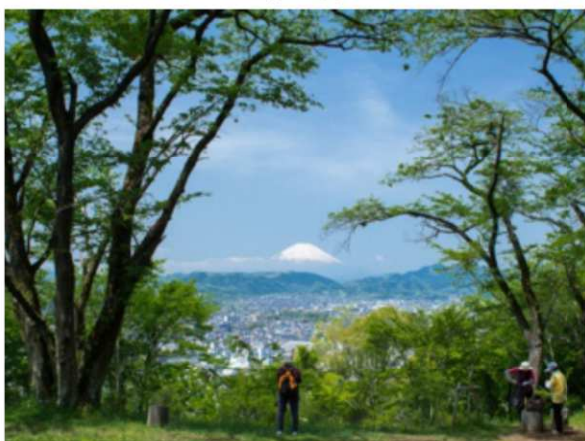
弘法山公園は、秦野市における桜の名所の一つであり、春には「はだの桜まつり」の会場となるほか、初夏には紫陽花が、夏には青葉が、秋には紅葉が公園を彩ります。また、キンラン・ギンラン等の貴重な草花が自生しています。



春：桜



初夏：紫陽花



夏：青葉



秋：紅葉

b. 動物資源（野鳥）

権現山にある「バードサンクチュアリ」は、県内でも有数の野鳥観察スポットであり、野鳥の水飲み場や観察用の囲いを設置しています。

また、弘法山公園は平成3年度（1991年度）「かながわの探鳥地50選」に選定されており、1年を通して多くの野鳥を観察することができ、特に、渡りの途中のオオルリやエゾビタキなどを観察することができます。



野鳥の水飲み場

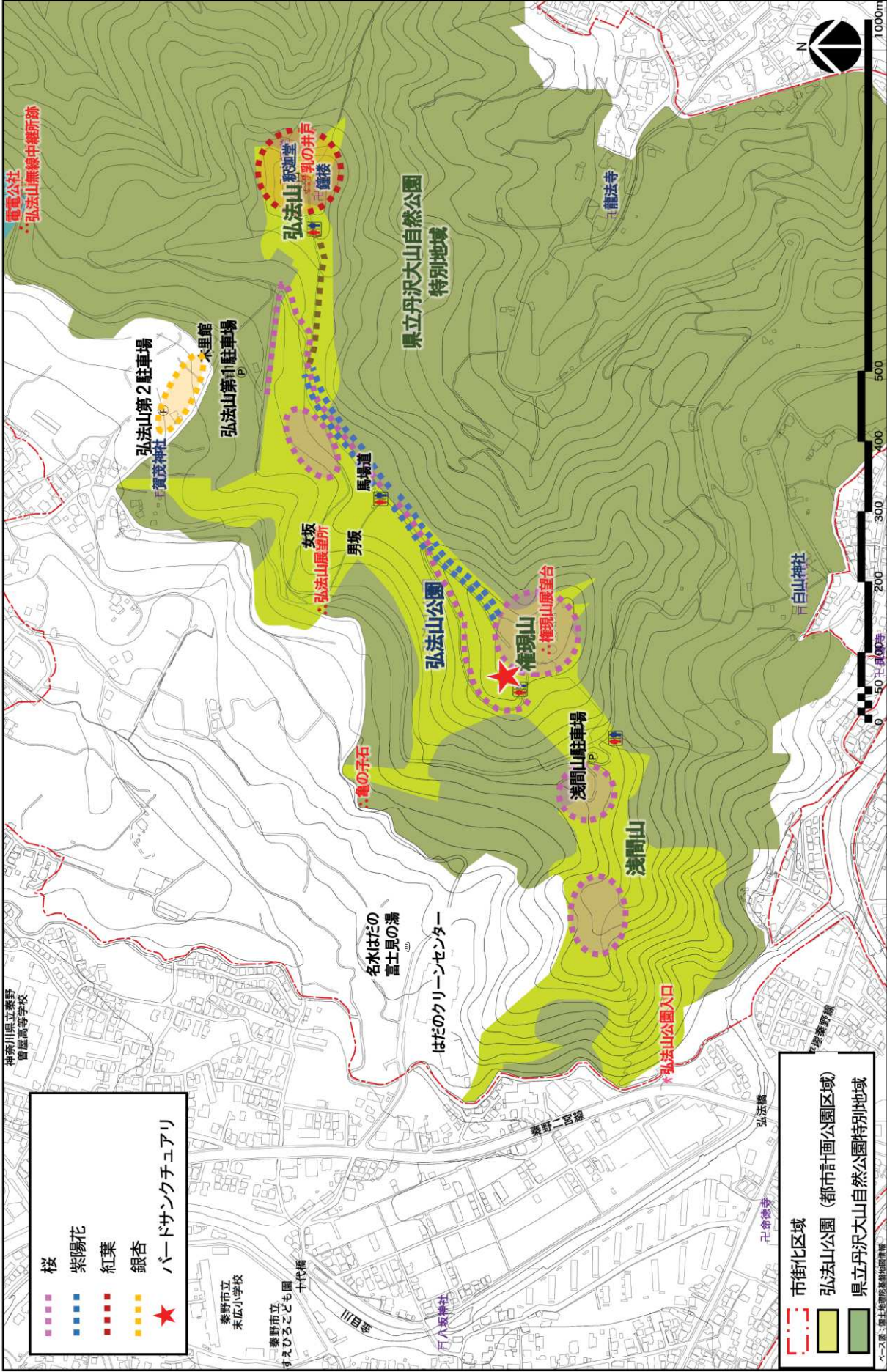


図 弘法山公園の主な動植物資源

c. 景観資源（眺望）

弘法山公園内の浅間山や権現山、馬場道などからは富士山が、弘法山からは横浜や東京の眺望が得られます。

また、権現山からは市街地の夜景も楽しめます。



権現山展望台からの眺望



弘法山からの眺望



権現山からの夜景

d. 歴史・文化資源

弘法山山頂には、「釈迦堂」、「鐘楼」、「乳の井戸」等があるほか、園内には「亀の子石」等があります。また、公園南側に位置する龍法寺には、市指定重要文化財である「木造毘沙門天立像」や「木造不動明王立像」があるほか、市指定無形民俗文化財である「瓜生野百八松明」、「瓜生野盆踊り」が毎年8月14日に行われます。

加えて、公園南東側にも複数の歌碑や前田夕暮生誕の地の碑があるほか、秦野駅周辺には、平成29年（2017年）に国登録有形文化財に登録された「五十嵐商店」があります。



弘法山の釈迦堂



弘法山の鐘楼と乳の水



瓜生野百八松明



五十嵐商店

e. レクリエーション資源

ア ハイキングコース

弘法山公園内には、ハイキングコースとして「弘法山公園・吾妻山コース(約7.4km、約2時間10分)」があり、小田急小田原線秦野駅から鶴巻温泉駅へと続いています。鶴巻温泉駅周辺には旅館や日帰り入浴施設だけでなく、手湯や足湯などもあります。

そのほか、龍法寺や前田夕暮生誕の地を通る東海大学前駅へのルートなど、複数のハイキングコースがあります。



弘法山公園・吾妻山コース (左：浅間山 中：権現山 右：吾妻山)

イ 森林セラピーロード・弘法山公園コース

「森林セラピーロード・弘法山公園コース」は、クヌギやコナラを中心とした広葉樹に覆われ、林床にはキンラン・ギンラン等の貴重な草花が生育しています。コース上には、ベンチやトイレなども多く設置しているため、ゆっくりと過ごすことができます。

また、森林浴の癒しを更に感じる事ができるよう、自然の中でハンモックやヨガ体験などを楽しむことができます。



森林セラピー：春



森林セラピー：秋

ウ 温泉（「名水はだの富士見の湯」、「鶴巻温泉」）

弘法山公園の北西端には「名水はだの富士見の湯」が位置し、ハイキングコース「弘法山公園・吾妻山コース」の東端の終点には「鶴巻温泉」が位置しており、ハイキング後の利用などが多く見られます。

「名水はだの富士見の湯」には、露天風呂、大風呂、ジャグジー、サウナ、水風呂、貸切風呂のほか、食事処・富士見テラス、買物処・ふじみや、リラクゼーション処・爽快庵、休憩室、足湯等があります。

また、「鶴巻温泉」は小田急小田原線の鶴巻温泉駅周辺に位置する温泉郷であり、戦後は東京の奥座敷として発展しました。温泉郷内には、陣屋や大和旅館の温泉旅館、公営の日帰り入浴施設である「弘法の里湯」があります。



名水はだの富士見の湯



鶴巻温泉 弘法の里湯

f. 催事

ア はだの桜まつり（馬場道、権現山）

例年3月下旬から4月上旬の桜の開花に合わせ、権現山展望台をライトアップします。また、満開時には、「はだの桜まつり」を開催し、地元商業者やキッチンカーなどが出店し、多くの来訪者でにぎわいます。

権現山から弘法山に続く馬場道は、戦前は農民が草競馬を楽しんだ場所であり、桜並木が広がります。



はだの桜まつり



馬場道の桜並木

イ 弘法山マルシェ（権現山、馬場道）

例年、秋の紅葉の時期に、「弘法山マルシェ」を開催しており、令和2年（2020年）から令和4年（2022年）まで、延べ104店の出店があり、多くの人が訪れています。



弘法山マルシェ

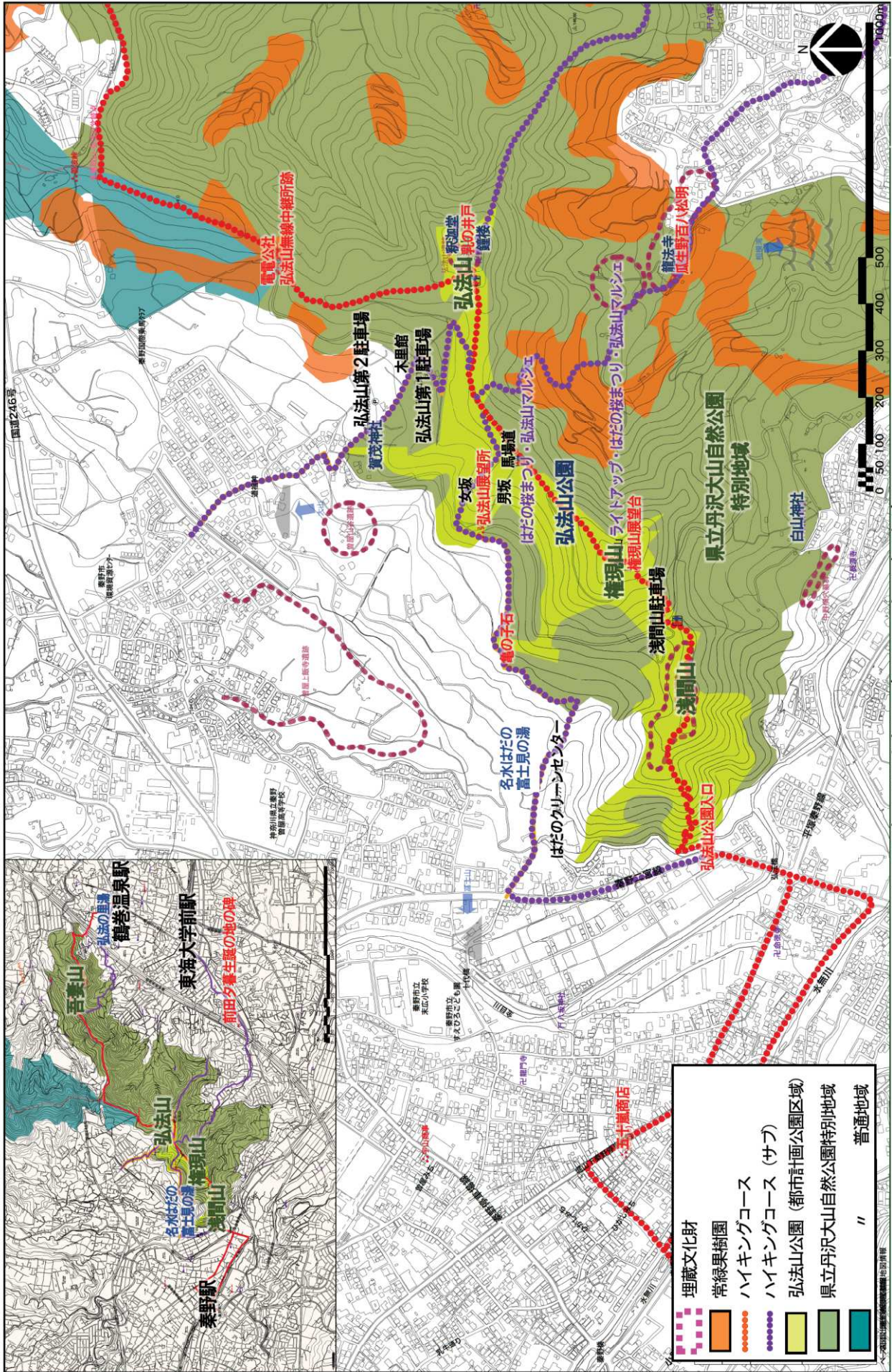


図 弘法山公園内及び周辺の主な観光資源

② 人的資源

公園内で活動している団体・今後活動が期待できる団体等の人的資源としては以下が挙げられます。

a. 弘法山公園周辺で活動している市民活動団体等

弘法山公園周辺で活動している市民団体等（里山ボランティア団体、観光ボランティア団体、森林セラピー団体）は以下のとおりです。

表 弘法山公園周辺で活動している市民団体等

種別	団体名
①里山ボランティア団体	・弘法山をきれいにする会 ・弘法山公園を愛する会 ・愛弘会名古屋 ・NPO 法人秦野にぎわい創造まちづくり 等
②観光ボランティア団体	・秦野市観光ボランティアの会
③森林セラピー団体	・はだの表丹沢森林セラピー協議会

b. 今後活動が期待できる団体等

弘法山公園周辺で今後活動が期待できる団体（市民団体、森林レクリエーション団体、山岳会）は以下のとおりです。

表 弘法山公園周辺で今後活動が期待できる団体

種別	団体名
①市民活動団体	・はだの市民活動団体連絡協議会
②森林レクリエーション団体	・（一社）全国森林レクリエーション協会 ・NPO 法人全国森林インストラクター協会神奈川会
③山岳会（山岳サークル）	・（公財）日本山岳会神奈川支部等

4) 弘法山公園周辺の土地所有と利活用に係る法規制

① 弘法山公園周辺の土地所有

弘法山公園周辺の土地所有は次頁の図に示す通りであり、都市計画公園区域の8割が市有地ですが、民地にある景勝地もあります。

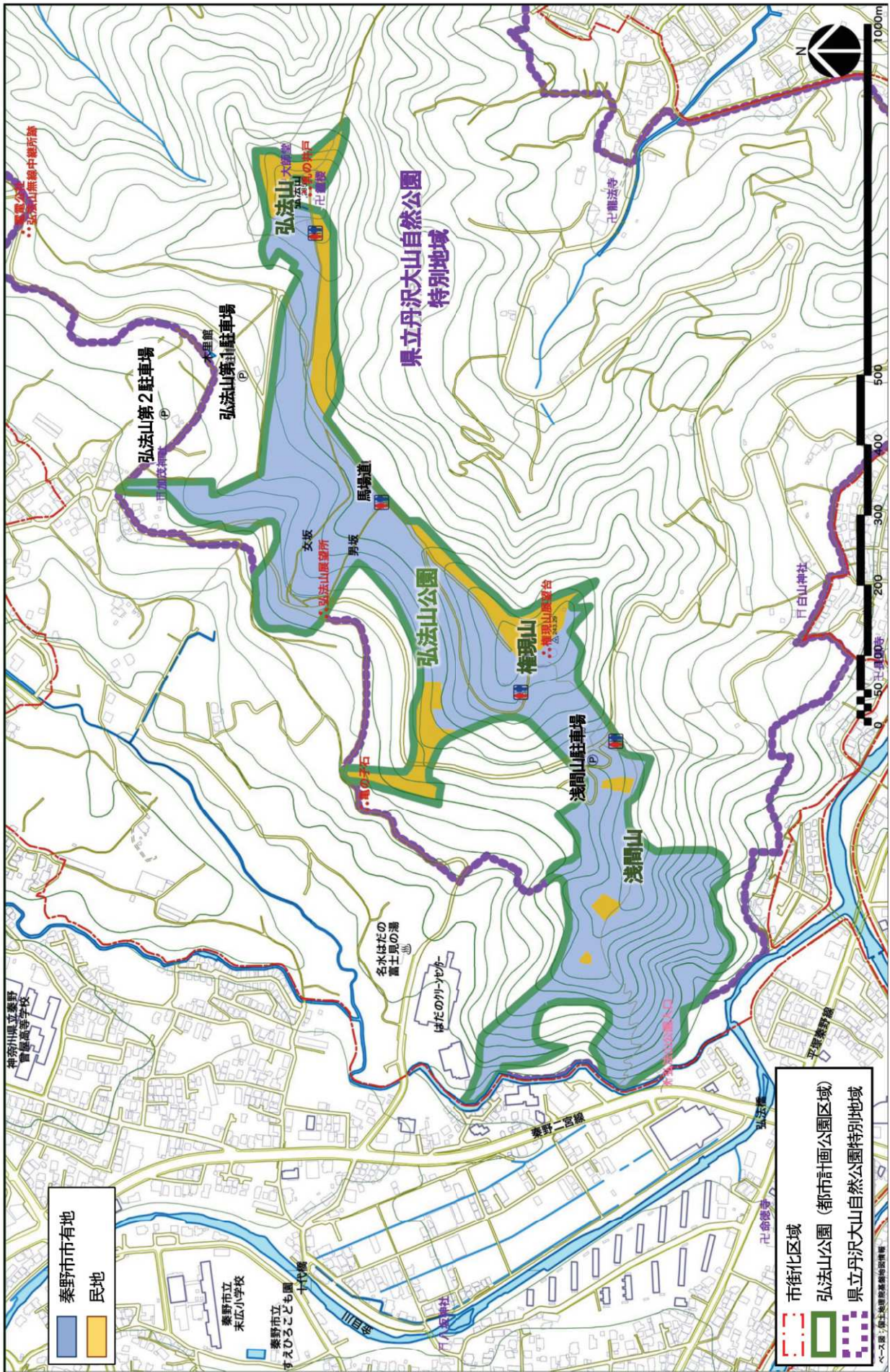


図 弘法山公園周辺の土地所有

② 弘法山公園の利活用に係る法規制

弘法山公園の利活用に係る法規制は次頁の図のとおりです。

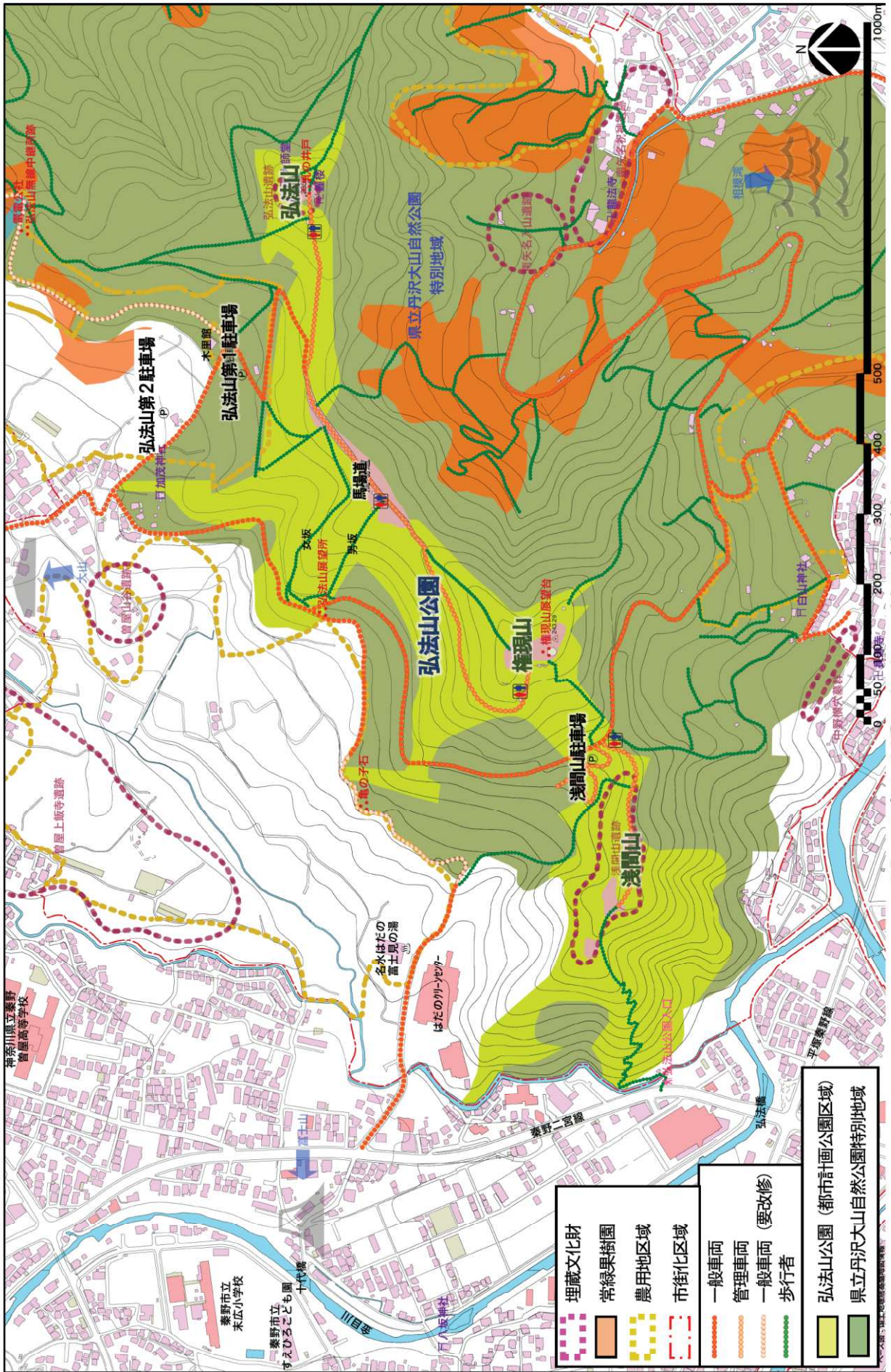


図 弘法山公園の活用に係る法規制

- | | |
|--|------------------|
| | 埋蔵文化財 |
| | 常緑果樹園 |
| | 農用地区域 |
| | 市街化区域 |
| | 一般車両 |
| | 管理車両 |
| | 一般車両 (要改修) |
| | 歩行者 |
| | 弘法山公園 (都市計画公園区域) |
| | 県立丹沢大山自然公園特別地域 |

弘法山公園の利活用に係る法規制の内容は以下のとおりであり、弘法山公園の利活用はその実現性を確保するため、これらの規制を前提とします。

表 弘法山公園の利活用に係る法規制 - 1


対象地域	根拠法令	条文等（一部抜粋）	主な内容
県立丹沢大山自然公園特別地域	神奈川県立自然公園条例第19条（特別地域内の行為の制限）	特別地域内においては、次に掲げる行為は、知事の許可を受けなければしてはならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物を新築、改築、増築すること。 ・木竹を伐採すること。 ・鉱物掘採や土石採取をすること。等
市街化調整区域	都市計画法第34条第2号 秦野市観光資源の有効な利用上必要な建築物等に係る「都市計画法第34条第2号」の運用基準及び取扱基準	市街化調整区域内に存する鉱物資源、観光資源その他の資源の有効な利用上必要な建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為申請の内容が次の各項のいずれにも該当するものであることとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・観光資源（ヤビツ峠、弘法山公園等）との相乗効果により利用者の増加が見込まれるもの ・観光資源の鑑賞のための展望台その他の利用上必要な施設等で観光資源及び周辺環境を著しく悪化させる恐れがないもの ・本市の観光振興や景観に係る施策に適合するもの等
都市計画公園区域	都市計画法第53条（建築の許可）及び第54条（建築の基準）  権限移譲	（第53条） 都市計画施設の区域内において建築物の建築をしようとする者は、都道府県知事等の許可を受けなければならない。	（第54条） <ul style="list-style-type: none"> ・当該建築物が当該都市計画等に適合するもの。 ・当該建築物が次の要件に該当し、容易に移転し、又は除却することができるもの。 ①階数が2以下で、地階を有しないこと。 ②主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。
	秦野市都市計画施設の区域及び市街地開発事業の施行区域内における建築物の建築許可に係る審査基準を定める要領第2項	都市計画法第53条第1項の規定による許可は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当し、かつ、容易に移転し、又は除却できる建築物で、都市計画事業の施行に支障がないと認められるものについて行うものとする。	①階数が3以下で、地階を有しないこと。 ②主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

表 弘法山公園の利活用に係る法規制 - 2

対象地域	根拠法令	条文等（一部抜粋）	主な内容
農地	農地法 第5条（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限）	農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のものにするため、これらの土地について第3条第1項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する場合には、当事者が都道府県知事等の許可を受けなければならない。	—
農業振興地域（農用地）	農業振興地域の整備に関する法律 第10条（農業振興地域整備計画の基準）第3項及び 第13条（農業振興地域整備計画の変更）第2項各号	（第10条第3項） 市町村の定める農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画は、当該農業振興地域内にある農用地等及び農用地等とすることが適当な土地であつて、次に掲げるものにつき、農林水産省令で定める基準に従い区分する農業上の用途を指定して、定めるものでなければならない。	（第13条第2項各号） 全ての要件を満たす場合に限り、農用地区域を変更することができる。 ・当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当で、農用地区域以外の区域内の土地において代替することが困難だと認められること。等
	第10条（農業振興地域整備計画の基準） 第4項	前項の農用地等及び農用地等とすることが適当な土地には、土地改良法第7条第4項に規定する非農用地区域内の土地その他政令で定める土地は含まれないものとする。	公益性が特に高いと認められる事業に係る施設のうち農業振興地域整備計画の達成に著しい支障を及ぼすおそれが少ないと認められるもの（道路、電気等）
弘法山遺跡、浅間山遺跡等	文化財保護法 第93条（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示） 第1項	土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地を発掘しようとする場合には、前条第1項の規定を準用する。	・文化財保護法第93条の所定の書類を提出後、開発の工法を確認、埋蔵文化財への影響の有無を判断。 ・影響があると判断された場合は試掘調査を実施。